

受講のご案内

## 建設業で働く皆さんへ

# 『危険ゼロ』の職場は、 資格の取得から。

法令で定められている技能講習、特別教育などを受講し、  
安全作業に必要な知識と技能を身につけましょう！

## INFORMATION

### ●厚生労働省労働基準局安全衛生部長 通達 「携帯用丸のこ盤」を使用する 作業に従事する者に対する安全教育 の徹底について!!

～特別教育に準じた教育に～

厚生労働省は、建設業等で広く使用されている携帯用丸のこ盤による労働災害が後を絶たないなどから、「携帯用丸のこ盤を使用して作業を行う者に対する安全教育カリキュラム」を定め、この教育を新たに「特別教育に準じた教育」と位置づけ、通達を発出した。

なお当協会では、同カリキュラムに対応した建設企業向けの安全教育用テキスト「丸のこ等取扱作業の安全」を発刊。この教育には、本テキストのご活用をおすすめ!!

### ●チェーンソー以外の振動工具の取扱い 業務に係る振動障害予防対策指針が 改正!! ～新指針で安全衛生教育を推進～

厚生労働省は、指針の改正に併せて「チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する振動障害防止のための安全衛生教育実施要綱」の教育科目の一部を改正し、通達を発出した。これを受け、当協会では、新指針に基づく安全衛生教育用テキスト（特別教育に準じた教育／管理者用・作業者用）を発刊。新指針に基づく教育には、本テキストのご活用をおすすめ!!

### ●車両系建設機械（締固め用）特別教育 用テキスト『ローラー運転者必携』を 改訂!!

改訂内容は、①動力伝達方式が機械式から油圧式へ変化したこと、②機械の多機能化・高性能化などへの対応によるもの。ローラー特別教育には、本テキストのご活用をおすすめ!!

### ●国土交通省通達「平成22年度における建設 工事事故防止のための重点対策の実施につ いて」の中で、引き続き、建設従事者教育や能 力向上教育の再教育等の推進が示された。

### ●当協会都道府県支部では、都道府県労働局長 の「登録教習機関」として、労働安全衛生法で 定める作業主任者技能講習・運転等技能講習 などの各種安全衛生教育を実施しています。 修了者には「修了証」を交付します。

#### 技能講習修了証（例）



（この技能講習修了証の形態は、一例を示すもので、都道府県支部によって、写真の有無等様式が異なります。）



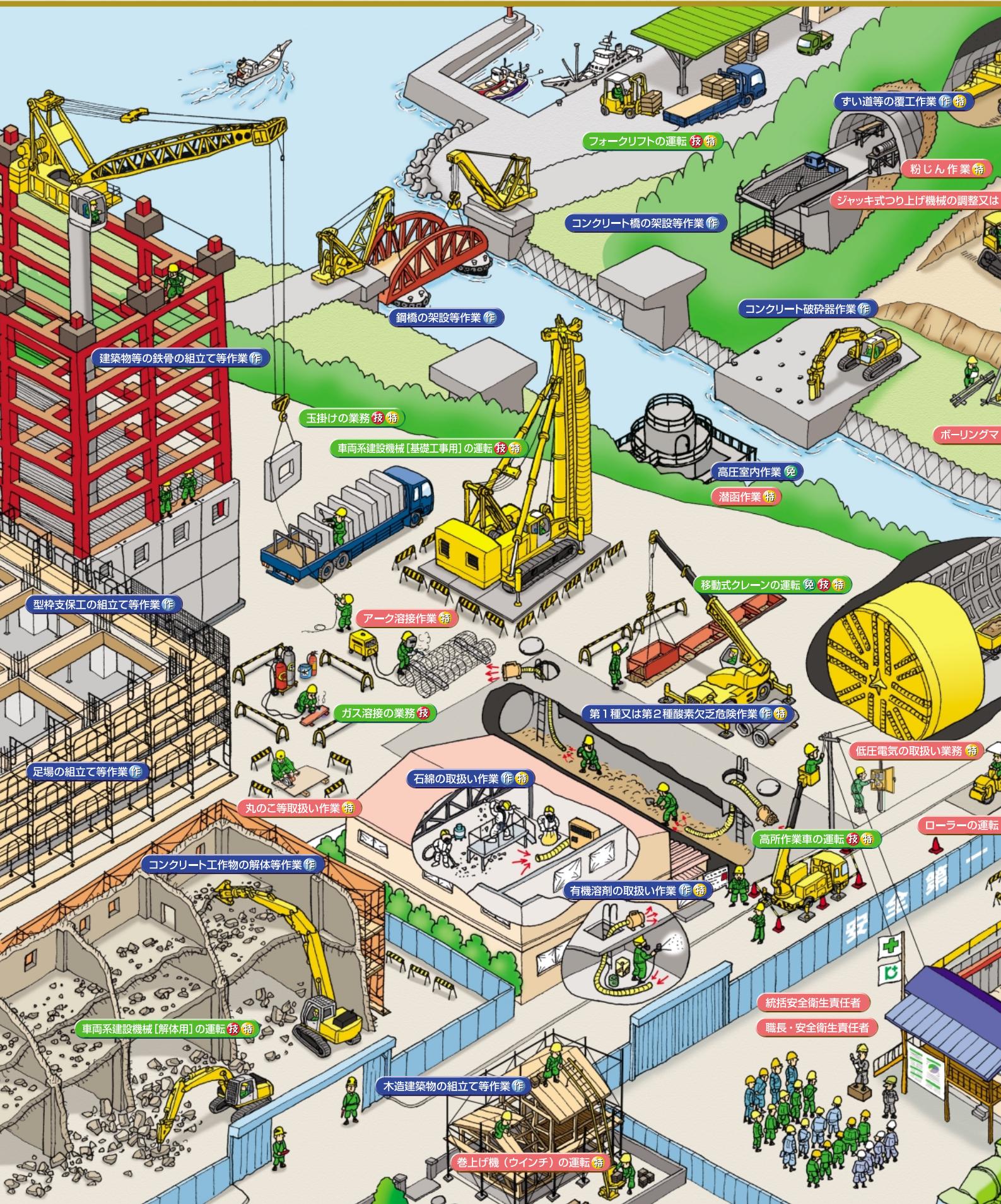
けんせつぎょうろうさいがいぼう し きょうかい  
建設業労働災害防止協会

（略称：建 災 防）

建災防は、建設業を営む事業主の皆さんのが会員となって、建設業における労働災害の防止を目的として、労働災害防止団体法に基づいて設立された団体です。

# 持っていますか！建設

技能講習などを受講し、安全作業に必要な知識と技



# 作業の資格

## 能を身につけましょう！

このイラストの中に示した資格は、建設業で特に関係の深い主な資格です。



### ●●● ① は、作業主任者の選任が必要となる業務です。

法令で定められた危険有害な業務で、安全衛生上特別の管理が必要とされる作業を行う場合には、作業員を直接指揮する〔作業主任者〕の配置が必要です。

作業主任者は、

- ①作業方法や労働者の配置の決定、及び労働者の直接指揮
- ②材料の欠陥、器具・工具の点検、不良品の除去
- ③安全帯及び保護帽の使用状況の監視

などの職務が定められており、安全な作業を行うために大変重要な国家資格です。

作業主任者は、作業の内容に応じて、登録教習機関が行う技能講習を修了した者又は指定試験機関が行う免許試験に合格した者のなかから、事業者（社長）が選任するものです。

### ●●● ② 免許・技能講習修了者は、運転等技能講習、特別教育などを修了していることが必要となる業務です。

#### ② 免許取得者

指定試験機関が行う試験に合格し、都道府県労働局長の免許を受けた者です。

#### ② 技能講習修了者

技能講習は、都道府県労働局へ届出た、一定の条件が備わり登録された教育機関が行う講習のことです。

#### ② 特別教育（特別教育に準じた教育等を含む）修了者

特別教育は、各企業自身が法令で定められた一定のカリキュラムに基づいて行う教育です。企業内での教育で講師の適任者がいない場合などは、企業に代わり建災防などの安全衛生団体が行っています。

②には、行政通達に基づく「特別教育に準じた教育」が含まれています。

くわしくは、次の労働安全衛生関係法令を参照してください。

#### ● ① 作業主任者関係

労働安全衛生法第14条＝労働安全衛生法施行令第6条＝労働安全衛生規則 ほか

◆免許・技能講習〔足場の組立て等作業主任者 など〕

#### ● ② 就業制限業務関係

労働安全衛生法第61条＝労働安全衛生法施行令第20条＝労働安全衛生規則 ほか

◆免許・技能講習〔機体重量3t以上のドラグ・ショベルの運転 など〕

#### ● ③ 危険・有害業務に従事する者に対する特別教育関係

労働安全衛生法第59条第3項＝労働安全衛生規則第36条 ほか

◆特別教育〔作業床の高さ10m未満の高所作業車の運転 など〕

※このリーフレットに掲載のイラストは、すべてイメージであり、実際の作業状況等から一部省略している部分があります。

# 建設業労働災害防止協会が行う安全衛生教育 受講のお勧め

建設業は、一つの建設現場で多くの会社が協力しあって建設物を造る産業であります。日々の作業状況や作業環境が変化するなどの特徴から、けがや事故の危険性が高い産業といわれています。

労働災害を減らすために、さまざまな側面から原因分析が行われていますが、このうち、労働災害の発生要因について見ると、その約8割が、不安全な行動と不安全な状態が同時に存在して発生しているといわれています。

労働安全衛生法令では、事業者に対して、労働災害を防止するための管理を必要とする作業や危険有害な業務に労働者を就かせる場合には、「安全衛生教育」を実施するよう義務づけています。

当協会では、都道府県労働局長の「登録教習機関」である全国47都道府県支部において、労働安全衛生法令で義務づけられている、建設業に関する「技能講習」を実施するほか、同法に定める「特別教育」など各種の安全衛生教育を講師、テキスト、教育環境を整えて積極的に実施しております。

建設の仕事は「人」で支えられており、仕事を「安全」に行うためには、安全衛生確保の重要性を認識した「人」の育成が鍵となります。

経営トップの皆様はじめ関係者の皆様には、「安全衛生教育」の実施により、安全衛生の知識・技能を兼ね備えた「人材育成」を積極的に行われますようお願いいたしますとともに、教育の実施に際しては、建設業の労働災害防止の専門機関である当協会の安全衛生教育を積極的にご活用ください。



# 知っていますか？技能講習、特別教育等

## ☆「技能講習」は、会社では実施できないのですか。

技能講習の実施は、労働安全衛生法で一定の資格を持った講師及び実技に使用する機械設備等を有していることなど、一定の条件を備え、都道府県労働局長への登録が必要となります。

建災防の全国47都道府県支部は、安全衛生教育の専門機関として、都道府県労働局長の登録を受けた「登録教習機関」であり、設立当時から技能講習を実施しております。

建災防の技能講習修了者が、全国各地の建設現場で、安全な作業を指揮する立場などで活躍しています。

なお、技能講習の修了者には「修了証」が交付されます。「作業主任者技能講習」「運転等技能講習」の開催状況については、最終ページをご覧ください。

## ☆会社で「特別教育」を行う場合、講師の資格は必要ですか。

特別教育は、労働安全衛生法第59条第3項で定められています。しかしながら、講師の資格要件については、特に定められていませんが、講習科目について、十分な知識・経験を有する者でなければならないことは当然のことです。

会社で特別教育を実施できない場合は、事業者に代わって、建災防で実施している教育をご活用ください。建災防で受講していただくと、受講した記録が保存されると同時に、特別教育修了証が交付されますので、建災防が実施する特別教育を受講されるようおすすめします。

## ☆紛失等してしまった際、修了証の「再交付」はできますか。

紛失、焼失、盗難等により修了証の再交付が必要な場合には、受講した登録教習機関でのみ、所定の手続きを経て再交付されます。建災防で受講された場合には、その講習を受講した都道府県支部で再交付ができます。

## ☆国土交通省通達「建設工事事故防止のための重点対策の実施について」で示されている教育とは、どのような教育ですか。

平成22年度通達で示された教育は、以下のとおりです（教育関係抜粋）。

国官技第 335 号  
平成22年3月31日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長

平成22年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

### II 6. 各種事故共通重点対策

#### (1) 現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進

##### ア 建設従事者に対する安全衛生教育の実施

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して労働者の不安全行動の防止の観点から労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するため厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく建設従事者に対する安全衛生教育を受けるよう働きかける。なお、直轄工事においては、引き続き一定規模以上（常時労働者が20人以上）の現場では、例えば、外部機関（建設業労働災害防止協会等）を活用した当該教育を実施するよう働きかける。

##### イ 技能者等に対する再教育の推進

- ・ 関係業団体は、就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者の配置のみならず、資格取得後一定期間経過した資格者については、次に掲げる再教育を受けるよう働きかける。  
①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者等に対する能力向上教育  
②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転業務従事者、移動式クレーン運転士、玉掛け業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育  
③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

##### ウ 現場管理者等に対する教育の推進

- ・ 関係業団体は、職長又は安全衛生責任者については、労働安全衛生法第60条等に基づく職長・安全衛生責任者教育を受けるよう働きかける。

なお再教育については、技能講習を修了した作業主任者や建設機械の運転者等を対象に最新の施工方法、施工技術、機械の操作方法等を踏まえ、安全意識を高めるために、概ね5年ごと（③の教育は概ね10年ごと）に行う教育です。詳しくは最終ページの最寄りの都道府県支部へお問い合わせください。



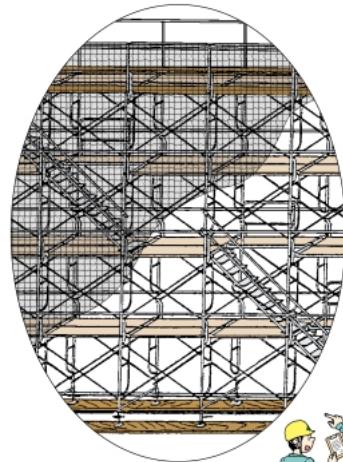
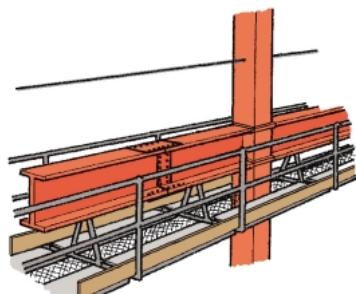
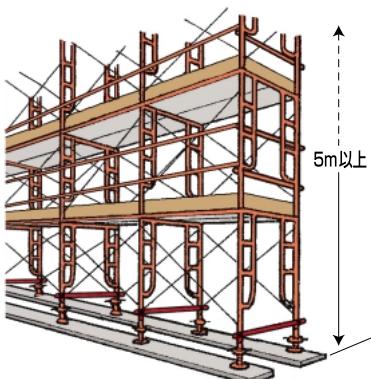
①の「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」テキスト



②の「車両系建設機械運転業務従事者」テキスト

## 足場の組立て等作業 作(安衛則565)

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業



技能講習用

- ・足場の組立て等作業主任者能力向上教育用テキスト(7時間教育)
- ・施工管理者等のための足場点検実務者研修用テキスト(4時間教育)

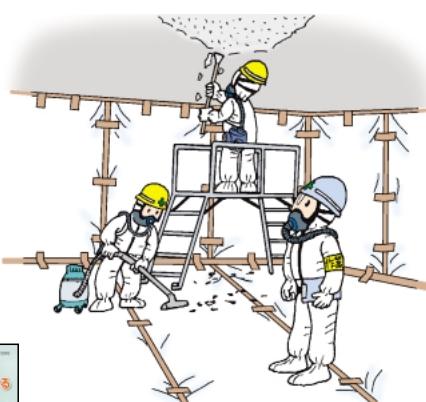
### 技能講習

受講資格：①足場の組立て、解体又は変更の作業に3年以上従事した経験を有する者  
②大学、高等学校等において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更の作業に2年以上従事した経験を有する者  
③その他

## 石綿の取扱い作業 作(石綿則19) 特(安衛則36⑦,石綿則27)

石綿の取扱い作業及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業

技能講習……受講資格：なし



技能講習用補助テキスト

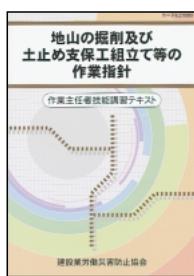
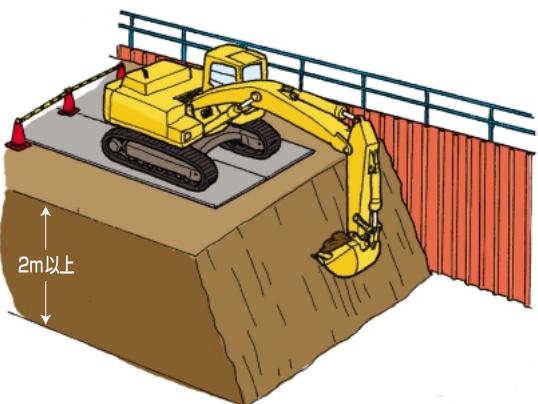
特別教育用

## 地山の掘削作業 ④(安衛則359)

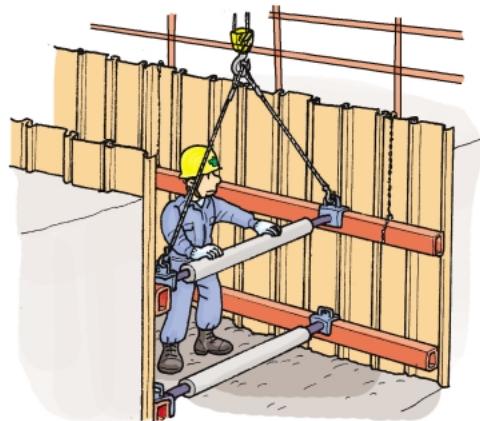
掘削面の高さが2m以上の地山の掘削作業

## 土止め支保工の組立て等作業 ④(安衛則374)

土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取り付け又は取りはずしの作業



技能講習用



### 技能講習（地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習）

- 受講資格：①地山の掘削作業又は土止め支保工の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者  
②大学、高等学校等において土木、建築又は農業土木を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の組立て等の作業に従事した経験を有する者  
③その他

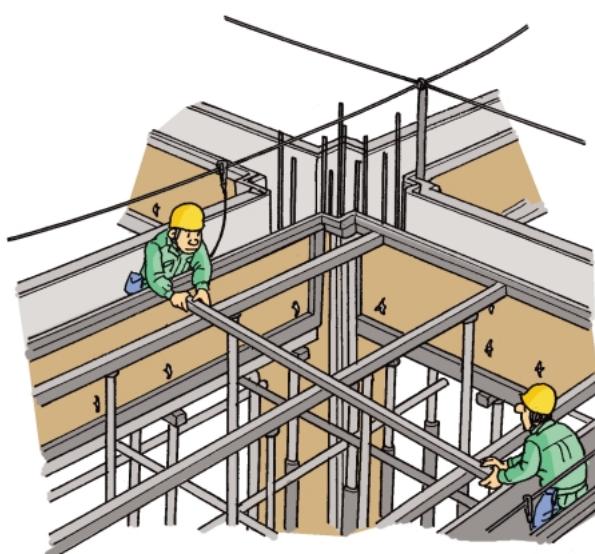
作業主任者の選任にあたっては、「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」修了者の中から、作業に応じて「地山の掘削作業主任者」又は「土止め支保工作業主任者」を選任することとなります。

## 型枠支保工の組立て等作業 ④(安衛則246)

型枠支保工の組立て又は解体の作業



技能講習用



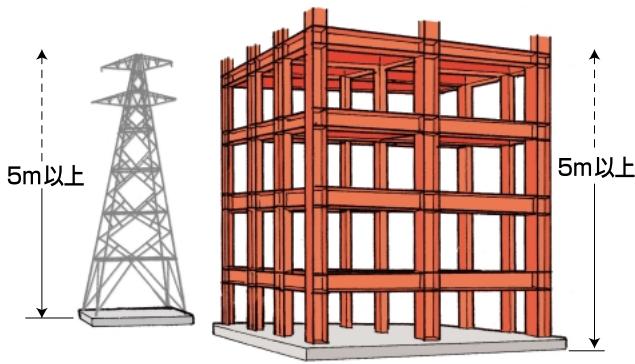
### 技能講習

- 受講資格：①型枠支保工の組立て又は解体の作業に3年以上従事した経験を有する者  
②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体の作業に従事した経験を有する者  
③その他

## 建築物等の鉄骨の組立て等作業

### ①作(安衛則517の4)

建築物の骨組み等で金属製の部材により構成されるもの(高さが5m以上)の組立て、解体又は変更の作業



### 技能講習

受講資格：①建築物等の鉄骨の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者

- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- ③その他

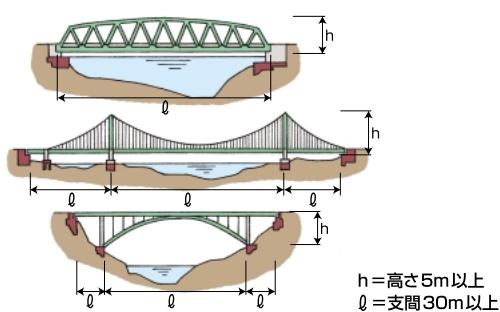


技能講習用

## 鋼橋の架設等作業

### ①作(安衛則517の8)

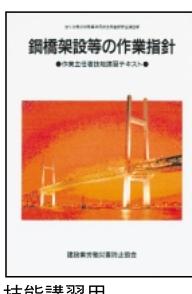
上部構造の高さが5m以上又は支間が30m以上の鋼橋の架設、解体又は変更の作業



### 技能講習

受講資格：①鋼橋架設等の作業に3年以上従事した経験を有する者

- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上鋼橋架設等の作業に従事した経験を有する者
- ③その他



技能講習用

## 木造建築物の組立て等作業

### ①作(安衛則517の12)

軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付け作業



### 技能講習

受講資格：①木造建築物の構造部材の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者

- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上木造建築物の構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- ③その他

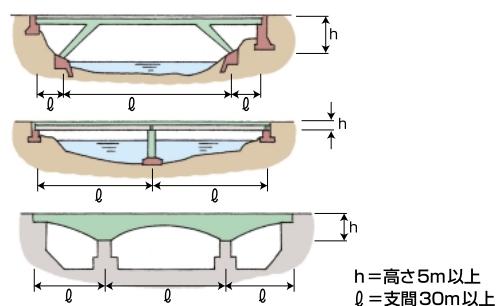


技能講習用

## コンクリート橋の架設等作業

### ①作(安衛則517の22)

上部構造の高さが5m以上又は支間が30m以上のコンクリート橋の架設又は変更の作業



### 技能講習

受講資格：①コンクリート橋架設等の作業に3年以上従事した経験を有する者

- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上コンクリート橋架設等の作業に従事した経験を有する者
- ③その他



技能講習用

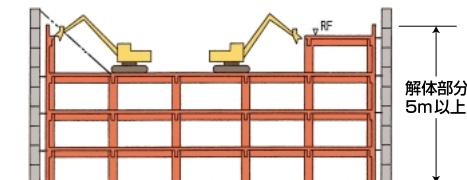
## コンクリート造の工作物の解体等作業

### ①(安衛則517の17)

高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業

#### 技能講習

- 受講資格：①コンクリート工作物の解体等の作業に3年以上従事した経験を有する者  
②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上コンクリート工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者  
③その他



技能講習用

## 有機溶剤の取扱い作業

### ①(有機則19)

屋内作業場やタンクの内部などで、有機溶剤を取扱う作業

#### 技能講習……受講資格：なし

#### 特別教育に準じた教育



特別教育に準じた教育用

## 第1種又は第2種酸素欠乏危険作業

### ①(酸欠則11) ②(安衛則36②,酸欠則12)

第一種、又は第二種酸素欠乏危険場所での作業

#### 技能講習……受講資格：なし

第1種酸素欠乏危険作業：雨水などが滞留している暗きよ、マンホールの内部など安衛法施行令別表第6に定める場所における作業で、第2種酸素欠乏危険作業以外の作業（酸欠則第2条 第7号）

第2種酸素欠乏危険作業：酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所での作業（酸欠則第2条 第8号）



技能講習用



## すい道等の掘削作業

### ①(安衛則383の2) ②(安衛則36⑩)

すい道等の掘削、すり積み、すい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付け作業



技能講習用  
(山岳トンネル工事用)  
(シールド・推進工事用)



#### 技能講習

- 受講資格：①すい道等の掘削等の作業に3年以上従事した経験を有する者  
②大学、高等学校等において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上すい道等の掘削等の作業に従事した経験を有する者  
③その他

## すい道等の覆工作業

### ①(安衛則383の4) ②(安衛則36⑩)

すい道等の型枠支保工の組立て、移動、解体、コンクリート打設等の作業

#### 技能講習

- 受講資格：①すい道等の覆工の作業に3年以上従事した経験を有する者  
②大学、高等学校等において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上すい道等の覆工の作業に従事した経験を有する者  
③その他



技能講習用



#### 特別教育

すい道等の掘削作業又はこれに伴うすり積み、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の業務



特別教育用  
(推進工事編)



特別教育用  
(山岳編)

## 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転

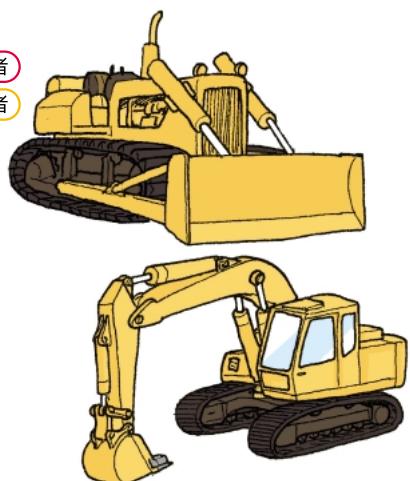
技(安衛則41) 特(安衛則36⑨)

技能講習……受講資格：なし

機体重量

3t以上 技能講習修了者  
3t未満 特別教育修了者

ブル・ドーザー  
モーター・グレーダー  
トラクター・ショベル  
すり積機  
スクレーパー  
スクレーブ・ドーザー  
パワー・ショベル  
ドラグ・ショベル  
ドラグ・ライン  
クラムシェル  
バケット掘削機  
トレンチャー



技能講習用

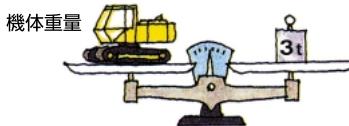
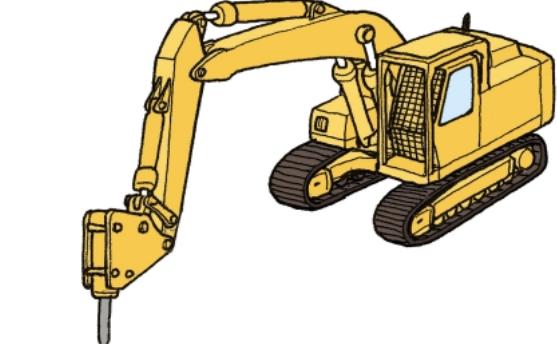
## 車両系建設機械(解体用)の運転

技(安衛則41) 特(安衛則36⑨)

技能講習……受講資格：なし

機体重量

3t以上 技能講習修了者  
3t未満 特別教育修了者



技能講習用

## 高所作業車の運転

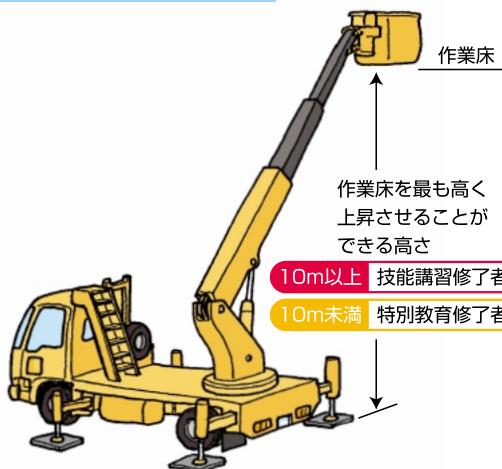
技(安衛則41) 特(安衛則36 10の5)

技能講習……受講資格：なし

作業床

作業床を最も高く  
上昇させることができる高さ

10m以上 技能講習修了者  
10m未満 特別教育修了者



特別教育用



技能講習用

## 不整地運搬車の運転

技(安衛則41) 特(安衛則36 5の3)

技能講習……受講資格：なし

最大積載量

1t以上 技能講習修了者  
1t未満 特別教育修了者



技能講習用

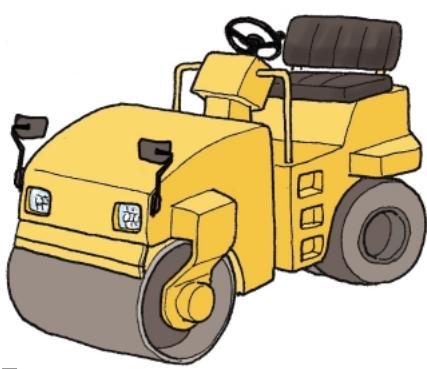
## ローラー(車両系建設機械締固め用)の運転

特(安衛則36⑩)

タイヤローラー  
振動ローラー  
ロードローラー  
ハンドガイドローラー



特別教育用



## 車両系建設機械(基礎工事用)の運転

技(安衛則41) 特(安衛則36⑨)

技能講習……受講資格:なし

機体重量

3t以上 技能講習修了者

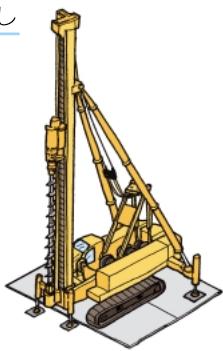
3t未満 特別教育修了者



特別教育用



特別教育用(穴掘建柱車関係)



## 移動式クレーンの運転

免(ク則68) 技(ク則68)

特(安衛則36⑯,ク則67)

免許試験……受験資格:なし

技能講習……受講資格:なし

つり上げ荷重

5t以上 免許取得者

1t以上5t未満 技能講習修了者

1t未満 特別教育修了者

トラッククレーン  
ホイールクレーン  
クローラクレーン  
鉄道クレーン  
浮きクレーン



## 玉掛けの業務

技(ク則221)

特(安衛則36⑯,ク則222)

技能講習……受講資格:なし

つり上げ荷重

1t以上 技能講習修了者

1t未満 特別教育修了者



## ガス溶接の業務

技(安衛則41)

技能講習……受講資格:なし



## ちょっと一息Q&A 「チェーンソー以外の振動工具の安全衛生教育」について

Q 指針が改正されたと聞いておりますが、「チェーンソー以外の振動工具の取扱作業者に対する安全衛生教育」のカリキュラムに変更はありますか?

A 教育カリキュラムは、労働省労働基準局長通達「チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育の推進について」(昭和58年5月20日付け基発第258号。以下「258号通達」)で、下表のとおり定められております。

今回、指針が改正されましたが、カリキュラム自体は、285号通達で示されたカリキュラムに変更はありません。

なお、教育を行う場合は、改正指針で示された周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値及び振動ばく露時間で規定される1日8時間の等価振動加速度実効値(日振動ばく露量A(8))等に基づく振動障害予防対策を、科目「2. 振動障害及びその予防に関する知識」の範囲「振動障害の予防措置」に盛り込むことが必要となります。

詳しくは、「振動工具取扱作業者等に対する安全衛生教育の推進について」(平成21年7月10日付け労働衛生課長事務連絡)を参照してください。

なお、当協会では、改正指針に対応したテキストを作成し、都道府県支部で「振動障害取扱作業者に対する教育(特別教育に準じた教育)」を実施しておりますので、ご活用ください。実施支部等は、当協会HP(<http://www.kensaibou.or.jp>)を参照してください。

表 カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
1. 振動工具に関する知識	振動工具の種類及び構造	1時間
	// の選定方法	
	// の改善	
2. 振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状	2.5時間
	// の予防措置	
3. 関係法令等	労働安全衛生法・労働安全衛生法施行令等中の関係条項及び関係通達中の関係事項等	0.5時間

## 軌道装置の動力車の運転

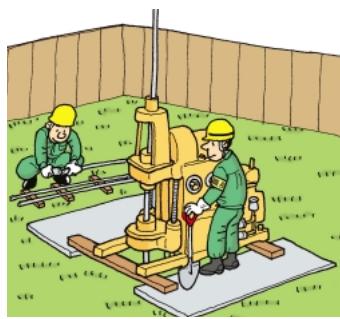
特 (安則則36⑬)



特別教育用

## ボーリングマシンの運転

特 (安衛則36 10の3)



特別教育用

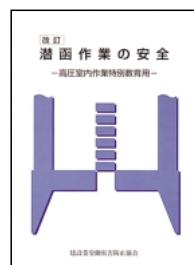
## 潜函作業(高圧室内作業)

作 (高圧則10 免)\*

特 (安衛則36 24の2), 高圧則11⑥

\*高圧室内作業主任者免許を受けた者のうちから、高圧室内作業主任者を選任する。

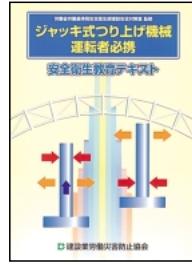
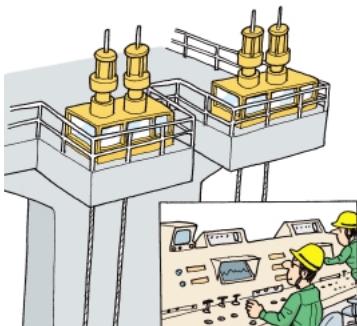
免許試験……受験資格：高圧室内業務に2年以上従事した者



特別教育用

## ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転

特 (安衛則36 10の4)



特別教育用

## 粉じん作業

特 (安衛則36⑨, 粉じん則22)



特別教育用

## コンクリートポンプ車の作業装置の操作

特 (安衛則36 10の2)



特別教育用

## 振動工具の取扱い業務

特 (昭和58年5月20日付け基発第258号)

特別教育に準じた教育



(作業者用)



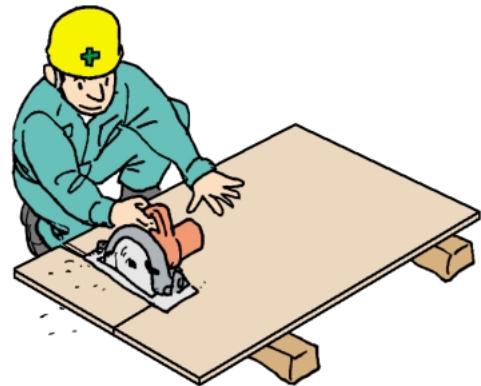
(管理者用)

特別教育に準じた教育用

## 丸のこ等取扱い作業

特 (平成22年7月14日付け基安発0714第1号)

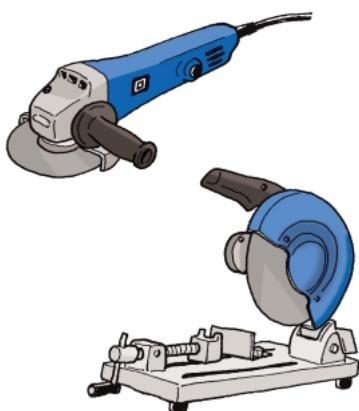
特別教育に準じた教育



特別教育に準じた教育用

## 自由研削砥石(グラインダ)の取替え、試運転

特 (安衛則36①)



特別教育用

## 低圧電気の取扱い業務

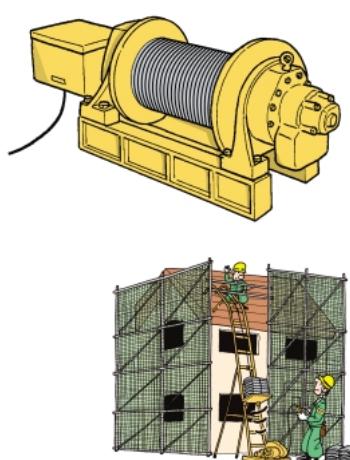
特 (安衛則36④)



特別教育用

## 巻上げ機(ワインチ)の運転

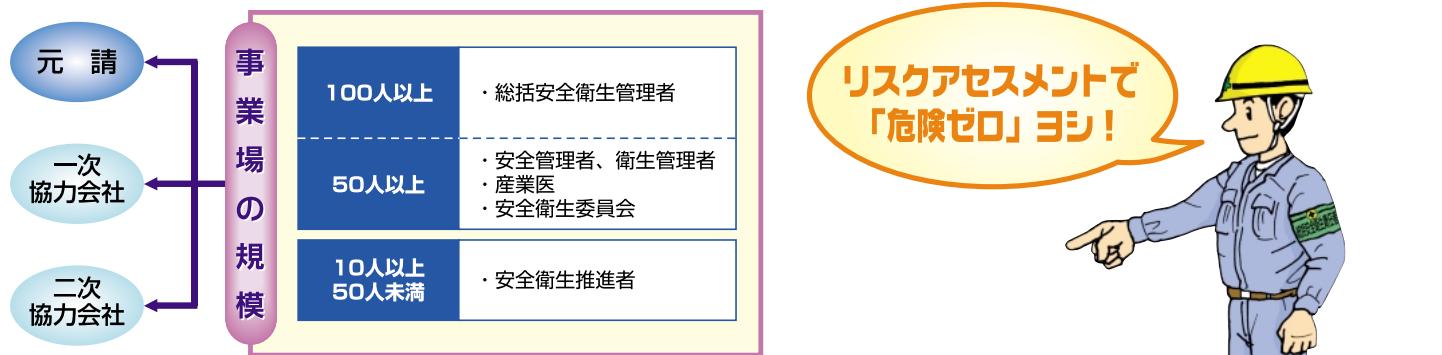
特 (安衛則36⑪)



特別教育用

# 建設工事現場における安全衛生管理体制

工事現場における労働災害を防止するため、労働安全衛生法では、現場の規模、事業内容及びそれぞれの事業場の規模等に応じて、安全衛生管理を担当する者の選任を義務づけています。



## 労働安全衛生法に基づく工事現場の安全衛生管理体制（例）



## 職長 (安衛法第60条)

職務：作業方法の決定及び労働者の配置など

対象教育：職長・安全衛生責任者教育



職長・安全衛生責任者教育用



## 安全衛生責任者 (安衛法第16条)

職務：統括安全衛生責任者との連絡など

選任すべき対象事業場：

元請において、統括安全衛生責任者を選任すべき

現場において仕事を行う関係請負人

対象教育：職長・安全衛生責任者教育



職長及び安全衛生責任者レベルアップ用

## 統括安全衛生責任者 (安衛法第15条)

職務：協議組織の設置、運営など特定元方事業者の講ずべき事項の統括管理

選任すべき対象現場：

同一の場所で、元請・協力業者を合わせて常時50人以上の労働者が混在する現場

対象教育：統括安全衛生責任者講習

建設現場では、同一の場所で、元請・協力業者を合わせて常時50人未満の統括管理が必要な建設現場の現場管理者（作業所長等）を対象に、「現場管理者統括管理講習」を実施しています。



現場管理者統括管理講習用

## 安全管理者 (安衛法第11条)

職務：施工計画などを策定し、リスクアセスメントの実施など安全に関する技術的事項の管理

選任すべき対象事業場：

常時50人以上の労働者を使用する事業場

選任時の教育：

安全管理者選任時研修



安全管理者選任時研修用

## 安全衛生推進者 (安衛法第12条の2)

職務：危険又は健康障害を防止するための措置に関することなど

選任すべき対象事業場：

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

対象教育：

安全衛生推進者能力向上教育



能力向上教育（初任時）用

安衛法：労働安全衛生法

## 店社安全衛生管理者 (安衛法第15条の3)

職務：建設現場の統括安全衛生管理を行う者に対する指導など

選任すべき対象事業場：

●労働者数が常時20人以上50人未満の鉄骨造、鉄骨筋コンクリート造の建築物の建設の仕事を行う事業場

●労働者数が常時20人以上30人未満の鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事、圧気工法により作業を行う仕事、一定の場所での橋梁の建設工事を行う事業場

対象教育：

店社安全衛生管理者能力向上教育



能力向上教育（初任時）用

技能講習実施支部一覧

●印：技能講習を定期的に実施している支部 ▲印：技能講習を不定期に実施している支部

部番	支部名	電話番号	作業主任者技能講習												運転等技能講習						CPDS					
			足場	型枠	地土	鋼橋	コ橋	鉄骨	木建	コ解	ず掘	ず覆	酸硫酸欠	有機	特四	石綿	破碎	整地	解体	高所	不整	移ク	玉掛	ガス	基礎	
北海道・東北	北海道	011-261-6187	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲				●	▲	●	●	▲	●	●		○	
	青森	017-773-6200	●	●	●				●	●								●	●	●	●	●	●	●	○	
	岩手	019-623-4411	●	●	●			●	●	●	●	●						●	●	●	●					
	宮城	022-224-1797	●	●	●			●	●	●								●	●	●	●	●	●	●		
	秋田	018-823-5499	●	●	●			▲	▲	▲								●	●	●	●	●	●	●		
	山形	023-642-3033	●	●	●			●	●	●								●	●	●	●	●	●	●		
関東・甲信越	福島	024-522-2266	●	●	●			●	●	●									●							
	茨城	029-300-4638	●	●	●		▲	▲	●	●	●							▲	●	●	●	●	●	●		
	栃木	028-639-3133	●	●	●			●	●	●								●	●	●	●	●	●	●	○	
	群馬	027-252-1669	●	●	●		▲		●	●	●	▲						●	●	●	●	●	●	●		
	埼玉	048-862-2542	●	●	●		▲		●	●	●	●	●					●								
	千葉	043-225-8524	●	●	●			●	●	●								●		●	●	●	●	●	○	
	東京	03-3551-5372	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●		●			
	神奈川	045-201-8456	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●		
	新潟	025-285-7141	●	●	●		▲	▲	●	●	●	●	●	▲	▲				●	●	●	●	●	●	○	
	山梨	055-255-7001	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲			●	●	●	●	●	●		
北陸	長野	026-228-7200	●	●	●		▲	▲	●	●	●	●	●	●	▲	▲									○	
	富山	076-478-4900	●	●	●		▲	▲	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	○	
	石川	076-244-7146	●	●	●				●	●								●			●	●	●	●	○	
中部	福井	0776-24-1197	●	●	●			●	●									●	●	●	●	●	●	●		
	岐阜	058-276-3743	●	●	●		●	▲	●	●	●	●						●	●	●	●	●	●	●		
	静岡	054-255-1080	●	●	●				●	●	●	●						●	●	●	●	●	●	●		
	愛知	052-242-4441	●	●	●		▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
近畿	三重	059-227-5922	●	●	●			●	●	●	▲							●	●	●	●	●	●	●		
	滋賀	077-522-3232	●	●	●				●	●								●	●	●						
	京都	075-231-6587	●	●	●				●	●								●	●	●	●	●	●	●		
	大阪	06-6941-2961	●	●	●		▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	兵庫	078-997-2323	●	●	●		●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
	奈良	0742-22-3345	●	●	●		▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
中国	和歌山	073-436-1327	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
	鳥取	0857-24-2281	●	●	●				●	●	●							●		●	●	●	●	●		
	島根	0852-21-9004	●	●	●				▲									●	●	●	●	●	●	●		
	岡山	086-225-4132	●	●	●			▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	広島	082-228-8250	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
四国	山口	083-924-3743	●	●	●		▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
	徳島	088-622-3113	●	●	●				●									●		●	●	●	●	●	○	
	香川	087-821-5243	●	●	●		▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
	愛媛	089-943-5330	●	●	●				●			●						●	●	●	●	●	●	●	○	
九州・沖縄	高知	088-822-0321	●	●	●			▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
	福岡	092-483-5101	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○		
	佐賀	0952-26-2779	●	●	●		▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
	長崎	095-820-7755	●	●	●		▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
	熊本	096-371-3700	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
	大分	097-538-0745	●	●	●		▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
	宮崎	0985-20-8610	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
	鹿児島	099-257-9211	●	●	●					●														○		
	沖縄	098-876-5273	●	●	●		▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
本部	03-3453-8201	東京都港区芝5-35-1 産業安全会館7階																								

○CPDSの受講証明については該当の支部へお問い合わせください。

<http://www.kensaibou.or.jp/> で各支部の開催日程をご案内しています。

本リーフレットは、上記のウェブサイトにも掲載しています。

(2010.9)